登園許可書

**若松すずみ保育園　園長　宛**

氏　　　名　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　平成・令和　　　　　年　　　月　　　日生

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **該当疾患に○** | **疾　患　名** | **登園のめやす** |
|  | 麻疹（はしか） | 解熱後３日を経過していること　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|  | 風疹 | 発疹が消失していること |
|  | 水痘（水ぼうそう） | すべての発疹が、かさぶた化していること |
|  | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから５日経過し、かつ全身状態が良好になっていること |
|  | 結核 | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
|  | 咽頭結膜熱（プール熱）アデノウイルス感染症 | 発熱・充血などの主症状が消失した後２日経過していること |
|  | 百日咳 | 特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること |
|  | 腸管出血性大腸菌感染症 | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
|  | 流行性角結膜炎（はやり目） | 結膜炎の症状が消失していること |
|  | 急性出血性結膜炎 | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
|  | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
|  | その他の感染性疾患（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

症状が回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日　登園可能と判断します。

　　　年　　　月　　　日　　　　　　　　　医療機関名

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　医師名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。登園許可書は、症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

　★かかりつけ医の皆様へ

　　　　保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが1日快適に生活できるよう、上記の感染症について登園許可書の記入をお願いします。

　★保護者の皆様へ

　　　　上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「登園許可書」を保育園に提出してください。

※「発症・発現・解熱・消失した後0日を経過」とは、発症・解熱などをした日が0日とし、翌日から1日、2日、3日・・・と数えます。ご注意ください。

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン2018年改訂版」より抜粋

※一部「学校保健安全法施行規則」準用

2023年5月改訂

登園届　**（保護者記入）**

**若松すずみ保育園　園長　宛**

氏　　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成・令和　　　　年　　　月　　　日生

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **該当疾患に○** | **疾　患　名** | **登園のめやす** |
|  | インフルエンザA、B | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで＊日数の数え方：発症日を0日、解熱日を0日と数える |
| ✿**発症日　　　　　　月　　　　　日　　　　　　　　✿解熱日　　　　　　　　　月　　　　　　　日** |
|  | 新型コロナウィルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで＊日数の数え方：発症日を0日、軽快した日を0日と数える |
| ✿**発症日　　　　　　月　　　　　日　　　　　　　　✿症状軽快した日　　　　　　　　　月　　　　　　　日** |
|  | 溶連菌感染症 | 抗菌薬内服後24～48時間が経過していること |
|  | マイコプラズマ肺炎 | 発熱や激しい咳が治まっていること |
|  | 手足口病 | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
|  | 伝染性紅斑（りんご病） | 全身状態が良いこと |
|  | ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス等） | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること |
|  | ヘルパンギーナ | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
|  | ＲＳウイルス感染症 | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと |
|  | 帯状疱疹 | すべての発疹がかさぶた化していること |
|  | 突発性発疹 | 解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと |
|  | その他の感染性疾患（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

医療機関名『　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　』（　　　　年　　　　月　　　　日受診）において病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので

　　　年　　　　　月　　　　日より登園いたします。

年　　　　月　　　　　日　保護者名

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸症状が改善傾向にあることを、指します。

※「発症・発現・解熱・消失した後0日を経過」とは、発症・解熱などをした日が0日とし、翌日から1日、2日、3日・・・と数えます。ご注意ください。

★保護者の皆様へ

　　　保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが1日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入および提出をお願いします。

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン2018年改訂版」より抜粋

※一部「学校保健安全法施行規則

2023年5月改訂